

基本計画の見直し及びフォローアップについて（案）

平成 30 年 12 月 14 日
行政手続部会

- 1 平成 29 年（2017 年）3 月の「2020 年 3 月までに行政手続コストの 20%以上削減」という内閣総理大臣指示を受け、各省において行政手続コスト削減のための措置が具体化しつつある。取組期限まで 1 年ほどとなったところであるが、目標達成のためには、これまでの取組状況を確認するとともに、未着手の事項、取組の積み増しが必要な事項につき、引き続きしっかりチェック&レビューを行う必要がある。
- 2 このため、各省に（ア）基本計画改定（30 年 3 月）以降の取組を反映させた基本計画の再改定を求め、（イ）平成 30 年度における行政手続コストの計測結果とともに報告を求めることとする。

基本計画（再改定）では、①基本計画において取り組むこととされていた事項につき、取組の進捗を踏まえて記載を追加・改定するほか、②平成 30 年 3 月以降の政府方針・政府決定（※）やそれらを踏まえた各省における対応、③行政手続部会における指摘事項を踏まえた対応、④その他、行政手続コスト削減に資する各省における取組につき記載を追加・改定するものとする。
- 3 基本計画（再改定）及びコスト計測結果の提出期限は、2 月 15 日（金）とする。提出された基本計画（再改定）のうち、①取組の具体化が遅れているもの、②基本計画（再改定）からは取組の具体的内容が明らかでないもの、③対策の積み増しが必要と考えられるものなどにつき行政手続部会ではヒアリングを行うものとし、必要に応じ、基本計画の再修正を求めることとする。

（※）以下の政府決定等を含む（以下に掲げたものは、いずれも平成 30 年。）。

- ・「法人設立手続のオンライン・ワンストップ化に向けて」（5 月 法人設立オンライン・ワンストップ化検討会）
- ・「規制改革実施計画」（6 月 15 日 閣議決定）
- ・「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（6 月 15 日 閣議決定）
- ・「未来投資戦略 2018」（6 月 15 日 閣議決定）
- ・「世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用促進基本計画」（6 月 15 日 閣議決定）
- ・「デジタル・ガバメント実行計画」（7 月 20 日 デジタル・ガバメント閣僚会議決定）
- ・「働き方改革を巡る中小企業向け対応策のアクションプラン【改訂版】」及び「行政手続簡素化の取組に関する工程表」（8 月 1 日 中小企業・小規模事業者の長時間労働是正・生産性向上と人材確保に関するワーキンググループ）
- ・「規制改革推進に関する第 4 次答申」（11 月 19 日 規制改革推進会議）